

小国漁業協同組合内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、小国漁業協同組合が免許を受けた内共第8号第5種共同漁業権に係わる漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ・こい・ふな・やまめ・うなぎ・うぐい・はえ（おいかわ）・わかさぎ・もくずがに及びすっぽんをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の許可および遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、遊漁対象水産物、遊具、漁法、漁業期間等の内容を申し入れ、遊漁許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、遊漁許可を受ける者は第7条1項による遊漁料を同第7条2項の方法により組合に納付するものとする。

3 組合は、遊漁の申し入れがあった場合には、当該遊漁の許可により当該水産物の採捕に著しい支障があると認める場合を除き許可し、第8条1項による遊漁許可証を交付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法によりウ欄の規模の範囲内においてエ欄の区域及びオ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア 漁業の種類	イ 漁業の方法	ウ 規模	エ 区域	オ 期間
あゆ・こい・ふな・やまめ・うなぎ・うぐい・はえ（おいかわ）・わかさぎ・もくずがに・すっぽん	釣り・やまめ釣り・投げ釣り・あゆ掛け・うなぎかご・かにかご・うなぎかしばり・すっぽんかしばり	制限なし	制限なし	別表1のとおり

(採捕禁止区域等)

第4条 漁業の区域および期間については、第3条の規定にかかわらず別表2の区域内においては、ウ欄に掲げる期間中、水産動物を採捕してはならない。ただし、組合長は理事会の承認を得て、水産動物の繁殖保護または漁業調整上必要と認める場合にはこの区域及び期間を変更することができる。

(漁具、漁法制限)

第5条 次に掲げる漁具、漁法により水産動植物を採捕してはならない。
あゆがっくり掛け

(全長制限)

第6条 次の表の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種名	大きさ
こい	16センチメートル以下
ふな	3センチメートル以下
うなぎ	21センチメートル以下
はえ(おいかわ)	3センチメートル以下

(遊漁料の額および納付の方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具漁法	遊漁料の額	
		日券	年券
こい・ふな・はえ(おいかわ)・うぐい・うなぎ・わかさぎ漁業	釣り	400円	2,000円
	投げ釣り	1,000円	3,500円
あゆ漁業 やまめ漁業 うなぎ漁業 もずくがに漁業 すっぽん漁業	あゆ掛け	1,500円	7,000円
	やまめ釣り	1,000円	3,000円
	うなぎかご・かにかご・うなぎかしぱり・すっぽんかしぱり(20本まで)		5,000円

但し、中学生以下は無料、70歳以上の高齢者・肢体不自由者は、規定する額の二分の一に相当する額とする。

あゆ掛けの年券購入者は、やまめ釣りは無料とする。

2 遊漁料の納付は、次に掲げる遊漁券発売所において納付することができる。

道の駅小国ゆうステーション (熊本県阿蘇郡小国町大字宮原 1754-17)

うえきや屋釣具店 (熊本県阿蘇郡小国町大字宮原 1560-1-4)

杖立温泉観光協会 (熊本県阿蘇郡小国町大字下城 4173-5)

きよらカアサ (熊本県阿蘇郡南小国町赤馬場 1789-1)

釣り具のまつお（大分県日田市中釣町 759-1）
小国漁業協同組合事務局
（熊本県阿蘇郡小国町大字宮原 1567-1 小国町役場内）
大倉つり具店（大分県日田市竹田新町 5-4）

（遊漁許可証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の許可したときは、別記様式第1号による遊漁許可証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁許可証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁許可証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、この規則に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示するものを身につけるものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、ただちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則 この規則は平成26年 1月 1日から施行し、免許の期間適用する。

経緯	総会決議	平成25年 7月11日
	認可	平成25年12月24日
	総会決議	平成27年 6月29日
	変更認可	平成28年 2月16日

別表 1

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合で定めて公表する期間内
やまめ	3月1日から9月30日まで
こい・ふな	1月1日から12月31日まで
はえ(おいかわ) うぐい	
うなぎ わかさぎ	
もくずがに	
すっぽん	

別表 2

ア 河川名	イ 区域	ウ 期間
(上田) 杖立川	熊本県阿蘇郡小国町大字上田字坂本堰堤より上流同町赤とうぐうまでの区域	1月1日から12月31日まで
(上田) 杖立川	熊本県阿蘇郡小国町大字上田字寺尾野橋から上流360mの間	同上
(北里) 杖立川	熊本県阿蘇郡小国町大字北里字沖の田堰堤より上流尻江田橋までの区域	同上
(黒淵) 杖立川	熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵字蓬莱蓬莱橋を中心とし上流タカゴ淵から下流山角橋までの区域	同上
(下城) 杖立川	熊本県阿蘇郡小国町大字下城字湯鶴県境より上流同町ゆかだ淵までの区域(やな漁業を除く)	同上
(宮原) 杖立川	熊本県阿蘇郡小国町大字宮原水源地堰堤より上流とけろ淵まで	同上
(下城) 杖立川	熊本県阿蘇郡小国町大字下城字湯鶴ゆかだ淵上流より宮原はん田滝までの区域(網漁業以外の漁業を除く)	あゆ放流日からあゆ解禁日まで
(下城) 杖立川	熊本県阿蘇郡小国町大字下城字本村橋から上流宇土橋までの区域(網漁業以外の漁業を除く)	1月1日から12月31日まで

(満願寺) 志賀瀬川	熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺立 岩折戸橋から下流立岩 700mの区域	同上
(中原) 中原川	熊本県阿蘇郡南小国町大字中原轟橋 から下流 300mの区域	同上
(中原) 中原川	熊本県阿蘇郡南小国町大字中原瓜上 橋から下流和田(中原小学校前堰堤) まで 500mの区域	同上
(満願寺) 志賀瀬川	熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺荒 倉橋から下流竹熊橋までの区域	同上
(満願寺) 田原川	熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺寺 迫橋から下流波居原橋までの区域	同上
(赤馬場) 馬場川	熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場戸 無から柏木蛇の尾、中畑までの区域	同上
(赤馬場) 志賀瀬川	熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場巡 淵橋から下流宮原仁瀬橋までの区域	同上

別記様式第 1 号

遊 漁 許 可 証		No,
住所		
氏名		
入 漁 料	金 _____ 円	
種 別		
遊 漁 期 日	平成 年 月 日	限
上記のとおり遊漁料を領収したので		
許可する 平成 年 月 日		
小国漁業協同組合	取扱者氏名	(印)

別記様式第 2 号

漁 場 監 視 員 証	
氏 名	
上記の者は小国漁業協同組合監視員であることを証明する。	
有効期限：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
小国漁業協同組合	